

秋田市公報

あきだ

第1127号

平成30年12月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第311号） 1
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第312号） 2
- 平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第313号） 2
- 平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第314号） 2
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第315号） 2
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第316号） 2
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第317号） 3
- 平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第318号） 3
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第319号） 3
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第320号） 3
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の変更について（第321号） 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第322号） 4
- 秋田市議会定例会の招集について（第323号） 4
- 住民票の職権消除について（第324号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第325号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第326号） 5
- 表彰した者の氏名および事績の大要について（第327号） 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号） 5

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号） 5

上下水道局告示

- 秋田市特定環境保全公共下水道事業計画（太平山処理区）の変更について（第20号） 5

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第21号） 5

公 告

- 建築基準法による道路の指定について 5
- 建築基準法による道路の指定について 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 6
- 都市計画の案の縦覧について 7
- 農用地利用集積計画の縦覧について 7
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について 7
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について 8
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 8

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について 8
- 受益者負担金の賦課対象区域について 8

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区公告

- 日本赤十字社秋田県支部評議員候補者の決定について（第1号） 8

告 示

秋田市告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年11月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 だんだん	ショート ステイだ んだん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成30年 11月1日	短期入所 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

株式会社 だんだん	介護相談 室だんだ ん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成30年 11月 1 日	居宅介護支 援
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田土崎	秋田市土崎 港相染町字 大谷地36番 地118	平成30年 11月 1 日	通所介護

秋田市告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年11月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
リネシス 株式会社	ショート ステイだ んだん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成30年 10月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
リネシス 株式会社	介護相談 室だんだ ん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成30年 10月31日	居宅介護支 援
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田土崎	秋田市土崎 港相染町字 大谷地36番 地118	平成30年 10月31日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第313号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年11月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第314号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年11月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第315号

平成30年11月1日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成30年11月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

半 田 和 彦

秋田の近世史の研究に努め多数の研究論文や著作を発表するとともに生涯学習や文化財保護の推進に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

奥 村 信 子（長谷川 信 子）

長年にわたりモダンバレエの研鑽に努め優れた作品を多数発表するとともに後進の育成に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第316号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年10月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年11月23日から平成31年5月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
南新町内会
- 2 認可年月日
平成12年9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 大野大作
秋田市港北松野町2番23号
変更後 渡辺博
秋田市港北松野町1番21号
- 4 変更年月日
平成30年10月30日
- 5 変更の理由
会長死去のため

秋田市告示第318号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度および平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ゆきわり草 ケアプランセンター	秋田市川元むつみ町2番25号 川元むつみ荘103号	平成30年 11月1日
ゆきわり草 ヘルパーステーション	秋田市川元むつみ町2番25号 川元むつみ荘103号	平成30年 11月1日
デイサービス きたえるーむ秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地118	平成30年 11月1日
ショートステイ だんだん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成30年 11月1日
介護相談室だん だん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成30年 11月1日
ごとう歯科クリニック	秋田市保戸野通町2番30号	平成30年 10月10日
クオール薬局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地1	平成30年 10月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
指定居宅介護支援事業所 ケアプラン鹿嶋	旧 秋田市土崎港東四丁目2番43号	平成30年 9月1日
	新 秋田市将軍野東一丁目7番28号 ブランドールⅡ 103号室	

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
デイサービス きたえるーむ秋田土崎	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地118	平成30年 10月31日
ショートステイ だんだん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成30年 10月31日
介護相談室だん だん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成30年 10月31日
後藤歯科医院	秋田市保戸野通町2番28号	平成30年 10月9日
クオール薬局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地1	平成30年 9月30日

秋田市告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
なかこうじメンタルクリニック	秋田市中通二丁目 2 番 7 号 トラストワンビル21 4階	平成30年 11月 1 日
たわらや内科	秋田市東通館ノ越 8 番11号	平成30年 10月 1 日
ごとう歯科クリニック	秋田市保戸野通町 2 番30号	平成30年 10月10日
旭南いわま薬局	秋田市旭南一丁目 1 番 6 号	平成30年 11月 1 日
大町いわま薬局	秋田市大町三丁目 4 番40号	平成30年 11月 1 日
クオール薬局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地 1	平成30年 10月 1 日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地 132	平成30年 10月 4 日
たわらや内科	秋田市東通館ノ越 8 番11号	平成30年 9月30日
後藤歯科医院	秋田市保戸野通町 2 番28号	平成30年 10月 9 日
クオール薬局秋田飯島店	秋田市飯島字堀川83番地 1	平成30年 9月30日

秋田市告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年11月14日

秋田市長 穂 積 志

変更

氏 名	変更事項（名称、所在地）			変 更 年月日
石崎修一	旧	(出張専業)	(出張専業)	平成30年 10月 1 日
	新	もみ処 凜	秋田市横森 二丁目 7 番 44号	

秋田市告示第322号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年11月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

3 通知年度、賦課年度および期別

別紙（省略）のとおり

秋田市告示第323号

平成30年11月28日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成30年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第324号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月22日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市雄和田草川字沖村39番地	深井貴宏

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年11月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機 関住所	開設者名	指 定 年 月 日
222	旭南いわま 薬局	秋田市旭 南一丁目 1 番 6 号	株式会社いわま 薬局 代表取締役 岩間雄一	平成30年 12月 1 日
223	大町いわま 薬局	秋田市大 町三丁目 4 番40号	株式会社いわま 薬局 代表取締役 岩間雄一	平成30年 12月 1 日

秋田市告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年11月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
113	サン薬局	秋田市飯島飯田一丁目1番1号	有限会社リミックス 代表取締役 工藤 零児	平成30年12月1日

秋田市告示第327号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

平成30年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田ふるさと市民賞第7号 秋田県立金足農業高等学校野球部

平成30年8月に行われた第100回全国高等学校野球選手権記念大会において、準優勝という輝かしい成績を収めた。

こうした活躍は、市民に大きな喜びと感動を与えたほか、各種報道等により、本市の名声を大いに高めたものである。

教委告示**秋田市教委告示第15号**

平成30年11月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年11月20日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

平成31年度教職員人事異動方針について

農委告示**秋田市農委告示第11号**

平成30年11月16日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年11月9日

秋田市農業委員会会长 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成30年度第8号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第20号**

秋田市特定環境保全公共下水道事業計画（太平山処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成30年11月6日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 事業計画の名称

秋田市特定環境保全公共下水道事業計画（太平山処理区）

2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 平成元年9月19日

工事完成の予定年月日 平成38年3月31日

3 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

4 事業計画案の縦覧の期間

平成30年11月6日から同月12日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

5 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成30年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
菅原商工	菅原 広治	潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山44番地8

2 廃止年月日

平成30年11月26日

公告**秋田市公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年11月8日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市新屋朝日町13番22号

コウメイハウス株式会社

代表取締役 伊 藤 広 明

2 道路位置指定箇所

秋田市新屋寿町287番1

3 道路幅員

4.00~4.01メートル

4 道路延長

23.51メートル

5 指定年月日および番号

平成30年11月8日 第4号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地

株式会社サンコーホーム

代表取締役 後 藤 新 平

2 道路位置指定箇所

秋田市檜山古川新町3番7

3 道路幅員

(1) 4.01メートル

(2) 4.26メートル

4 道路延長

(1) 21.84メートル

(2) 13.08メートル

5 指定年月日および番号

平成30年11月9日 第5号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深 泽 祐 二

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 高 木 浩 一

秋田市中通七丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 秋田駅ビル

所在地 秋田市中通七丁目1番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 富 田 哲 郎

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 小 俣 康 則

秋田市中通七丁目1番2号

変更後 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深 泽 祐 二

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 高 木 浩 一

秋田市中通七丁目1番2号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 東日本旅客鉄道株式会社の代表者の変更

平成30年4月1日

イ 秋田ステーションビル株式会社の代表者の変更

平成29年6月28日

ウ 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年4月1日

(5) 変更理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者交代のため

イ 小売業者の氏名又は社名・代表者・住所の変更と小売業者入替えによる退店・出店

2 届出年月日

平成30年10月25日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成30年11月14日から平成31年3月14日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年11月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
有限会社すぐる不動産
代表取締役 木村秀三
秋田市泉南一丁目15番25号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤祐二
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 秋田オーパビル
所在地 秋田市千秋久保田町4番2号
名称 秋田ステーションビル
所在地 秋田市中通七丁目2番1号
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 有限会社すぐる不動産
代表取締役 木村秀三
秋田市泉南一丁目15番25号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

変更後 有限会社すぐる不動産
代表取締役 木村秀三
秋田市泉南一丁目15番25号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤祐二
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

イ 大規模小売店舗の名称

変更前 フォーラスター・ミナルビル
変更後 秋田オーパビル・秋田ステーションビル

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

4 変更年月日

- ア 1の(3)のア 平成30年4月1日
イ 1の(3)のイ 平成29年10月28日
ウ 1の(3)のウ 平成29年10月28日

5 変更理由

- ア 1の(3)のア
大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
イ 1の(3)のイ
大規模小売店舗の名称変更のため
ウ 1の(3)のウ
小売業者の氏名又は社名・代表者・住所の変更と小売業者入替えによる退店・出店

2 届出年月日

平成30年10月25日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
平成30年11月14日から平成31年3月14日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成30年11月22日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画土地区画整理事業 茨島地区土地区画整理事業

2 都市計画を変更する区域

秋田市茨島二丁目、茨島五丁目および茨島六丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成30年11月22日から同年12月6日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成30年11月27日

秋田市長 穂 積 志

1 調査を行った地区

秋田市雄和平尾鳥字中谷地および長滝の各一部

2 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿案

3 閲覧期間

平成30年11月30日から同年12月19日までの20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日

4 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで

5 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室

6 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、平成29年11月測量、簿冊は、平成30年11月1日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成30年11月30日

秋田市長 穂 積 志

1 調査を行った地区

秋田市河辺神内字太田面の一部

2 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿案

3 閲覧期間

平成30年12月5日から同月25日までの20日間。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日

4 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで

5 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室

6 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、平成29年11月測量、簿冊は、平成30年11月14日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年11月30日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年11月2日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

太平中閑字平形および太平中閑字堀内（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年11月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

旭川南町および旭川清澄町（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区公告

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区公告第1号

日本赤十字社秋田県支部評議員候補者を次のとおり決定したので、評議員委員選出規則（平成28年12月7日本達甲第6号）第3条の規定に基づき公告する。

異議のある方は、平成30年11月27日までに文書をもって申し出ること。

平成30年11月21日

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区長 穂 積 志

1 日本赤十字社秋田県支部評議員候補者

加藤廣征

黒崎義雄

野口良孝

川村豊太

渡邊達夫

2 連絡先

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区事務局

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話 888-5661